

アップスフィット広島運営規程 (地域密着型通所介護・短時間型デイサービス)

(事業の目的)

第1条 あいりは株式会社が開設するアップスフィット広島（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の機能訓練指導員及び介護職員、生活相談員が、要介護又は要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 指定短時間型デイサービスにおいては、要支援状態又は事業対象者に当たる利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 前4項のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 アップスフィット広島
- (2) 所在地 広島市南区段原南1丁目3-52-6階

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 サービス提供時間を通じて1名以上（常勤兼務）

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着通所介護及び短時間型デイサービスの利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所介護及び短時間型デイサービス計画の作成等を行う。

(3) 介護職員 1名以上

介護職員は、地域密着型通所介護計画・短時間型デイサービス計画等に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

2 短時間型デイサービスにおいては、生活相談員は非配置とする。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時半から午後5時半までとする。

(3) サービス提供時間

1 単位目 午前9時半から午前10時半（短時間型デイサービス）

2 単位目 午前11時から午前12時（短時間型デイサービス）

3 単位目 午後1時半から午後4時30分（地域密着型通所介護）

午後1時半から午後4時20分（短時間型デイサービス）

（指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービスの利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

1 単位目、2 単位目 各14名

3 単位目 地域密着型通所介護 4名

短時間型デイサービス 10名

（指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービスの内容）

第7条 指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 生活指導、相談援助

- (2) 健康チェック
- (3) 機能訓練
- (4) 送迎

(利用料等)

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 指定短時間型デイサービスを提供した場合の利用料の額は、広島市長が定める基準によるものとし、当該指定短時間型デイサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

3 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- (1) 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅まで片道1kmにつき50円
- (2) その他、指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められる費用 実費
- (3) 前2号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、広島市南区(似島、金輪島を除く。)及び広島市中区、広島市西区中広中学校区とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓

練を6月に1回以上実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、非常災害時管理について、委員会を設置し、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情及び相談に対する体制)

第15条 事業所は、指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

る。

- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(利用者の虐待の防止のための措置)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を年1回以上実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携/運営推進会議)

第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、本事業所が所在する市町村の職員又は本事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議に対し、活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束」という。)は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その

際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間(第1号事業支給費の請求の根拠となる記録については5年間)保存するものとする。
- 5 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護・短時間型デイサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、あいは株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

令和6年1月22日変更。

令和6年3月1日変更。

令和6年4月1日変更。

令和6年6月1日変更。

令和6年9月1日変更。

令和7年4月1日変更。

令和7年5月1日変更。

令和7年8月1日変更。